

W T O 農 業 交 渉 の 状 況 に つ い て

平成 15 年 1 月
農 林 水 産 省

目次

	頁
1 経緯とスケジュール	1
2 市場アクセス	2
3 国内支持	10
4 輸出規律	13
W T O 農業交渉における各国の主張	16
M A 米に係る交渉状況	17

1 経緯とスケジュール

(1) これまでの経緯

WTO農業交渉では、本年3月のモダリティ（約束の基準）確立に向けて、次の議論が行われてきた。

6月3日～4日	中間協議（輸出競争）
6月17日～18日, 20日	特別会合（輸出競争）
7月29日～30日	中間協議（市場アクセス）
9月2日～3日, 6日	特別会合（市場アクセス）
9月4日～5日	中間協議（国内支持）
9月23日～25日, 27日	特別会合（国内支持）
11月18日～22日	特別会合（更に議論が必要な事項）
12月18日	議長が「概観ペーパー」を呈示
1月22～24日	特別会合（想定されるモダリティの包括的実質的な検討）

(2) 今後のスケジュール

2003年	
1月	特別会合（想定されるモダリティの包括的実質的な検討）
2月中旬	非公式ミニ閣僚会合（東京）
2月	<u>特別会合（モダリティ1次案の検討）</u>
3月	<u>モダリティの確立</u>

WTO農業交渉のスケジュール

2002年	
3/25-26	WTO農業委（第3フェイズ開始）
6/3-4	WTO農業委（輸出競争）
6/17-18, 20	“（”）
7/29-30	WTO農業委（市場アクセス）
9/2-3, 6	“（”）
9/4-5	WTO農業委（国内支持）
9/23-25, 27	“（”）
11/14-15	非公式ミニ閣僚会合（於：シドニー）
11/18-20, 22	WTO農業委（更に議論が必要な事項）
12/18	農業委員会議長が「概観ペーパー」を呈示
2003年	
1/22-24	WTO農業委（想定されるモダリティの包括的実質的な検討）
2月中旬	非公式ミニ閣僚会合（於：東京）
2/24-28	WTO農業委（モダリティ1次案の検討）
3/25-31	WTO農業委（ <u>農業モダリティ確立</u> ）
9/10-14	<u>WTO第5回閣僚会議（メキシコ）</u> （農業について各国包括的譲許表案提出）
2004年	（各国譲許表に基づく交渉）
2005年	
1/1	<u>WTO交渉の終結（全分野包括一括受諾）</u>

2 市場アクセス

市場アクセス分野では、関税、関税割当（アクセス数量）、関税割当運用、特別セーフガード、輸入国家貿易が主要な交渉課題となっている。

(1) 関税

関税の引下げに関する議論は、

スイス・フォーミュラを主張する米国、ケアンズ諸国、開発途上国

UR（ウルグアイ・ラウンド）方式を主張する日本、EU等フレンズ国

が対立する形となっている。

また、スイス・フォーミュラを適用する前提として、ケアンズ諸国は、全ての従量税・複合税を従価税に移行、米国は、全ての複合税を従量税又は従価税に移行することを主張。

- (例) ・ 従量税：100円/kg
 ・ 従価税：25%
 ・ 複合税：100円/kg + 25%

関税の引下げに関する各国の主張（概要）

主な主張内容(引下げ方式)	主張する主な国
スイス・フォーミュラ	<ul style="list-style-type: none"> 米国、<u>ケアンズ諸国</u>（豪州、ニュージーランド、アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、チリ、コロンビア、コスタ・リカ、グアテマラ、パラグアイ、ウルグアイ、フィリピン、タイ、南アフリカ、マレーシア。開発途上国にはより緩い規律を適用）<u>開発途上国</u>（キューバ、ケニア、ジンバブエ、エルサルバドル。先進国にスイス・フォーミュラ等の大幅・一律削減方式を適用） <p>〔計20カ国〕</p>
先進国は大幅・一律な引下げ	<ul style="list-style-type: none"> 中国、インドネシア、ペルー、パキスタン、ドミニカ共和国、ニカラグア、ナイジェリア、スリランカ、ヴェネズエラ <p>〔計9カ国〕</p>
UR方式	<ul style="list-style-type: none"> 日本、<u>EU等フレンズ国</u>（スイス、ノルウェー、韓国、モーリシャス）<u>中東欧諸国</u>（トルコ、ハンガリー、チェコ、ポーランド、クロアチア、サイプラス、スロヴァキア、ブルガリア、エストニア、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、スロベニア、マルタ）台湾、イスラエル、メキシコ、アイスランド、<u>開発途上国</u>（インド、バルバドス、マダガスカル、ホンデュラス、ジャマイカ） <p>〔計29カ国〕</p>

1) スイス・フォーミュラ

スイス・フォーミュラとは、東京ラウンド（1973～79年）の際に、鉱工業製品の関税引下げについてスイスから提案され採用された関税引下げ方式。

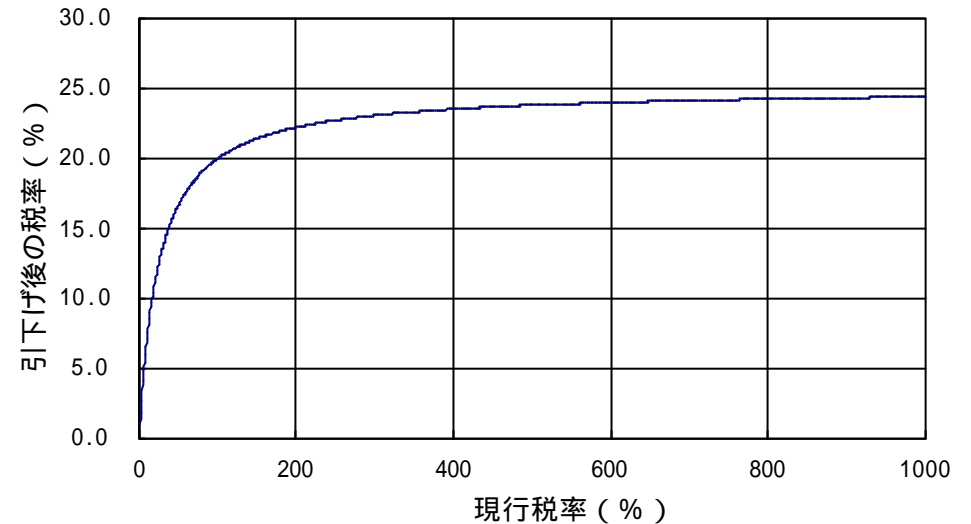
米国、ケアンズ諸国が提案するスイス・フォーミュラの場合、全ての関税率は2.5%未満となる。

ケアンズ諸国は、開発途上国向けにより緩い削減幅を提案したことから、多くの開発途上国が本方式を支持する懸念がある。

スイス・フォーミュラによる関税引下げ

$$\text{引下げ後税率 (\%)} = \frac{\text{係数} \times \text{現行税率 (\%)}}{\text{係数} + \text{現行税率 (\%)}}$$

米国、ケアンズ諸国は、係数が2.5（最高税率が2.5%）のスイス・フォーミュラを提案。



(計算例)

現行税率 (%)	引下げ後税率 (%)
10	7.1
100	20.0
1,000	24.4

ケアンズ共同提案における開発途上国向けの関税削減方式

- ・ 50%未満の関税：スイス・フォーミュラ（係数5.0）
- ・ 50%～250%の関税：50%削減
- ・ 250%以上の関税：一律12.5%に削減

2) UR方式

UR (ウルグアイ・ラウンド)方式とは、次による関税引下げの方式。

平均引下げ率の設定

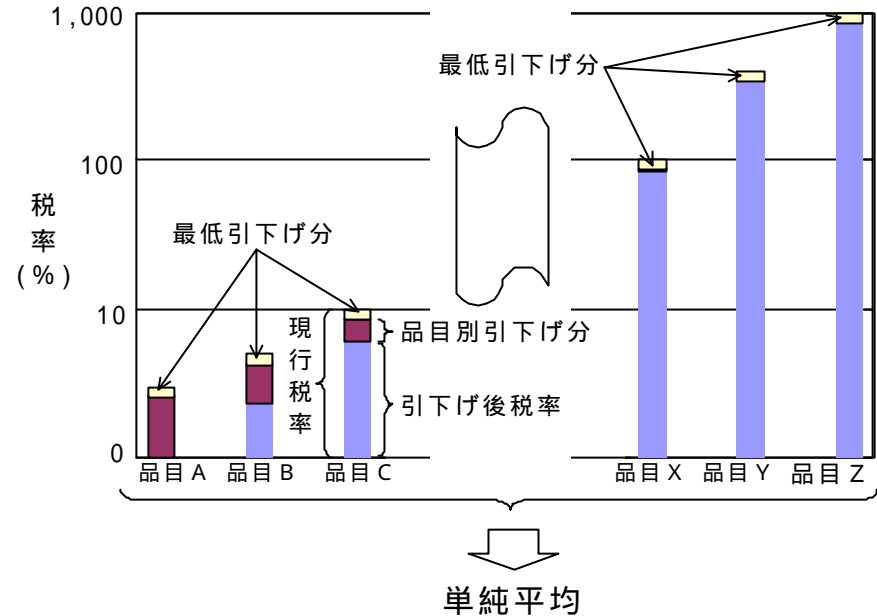
品目別の最低引下げ率の設定

毎年等量の削減

UR方式は、全体として平均引下げ率を満足していれば、各品目は、最低引下げ率を引き下げればよい。このため、非貿易的関心事項に配慮し、品目毎の柔軟性を確保し得る方式である。

我が国は、EU等フレンズ国と連携してUR方式を主張。

UR方式による関税引下げの計算例



	品目 A	品目 B	品目 C	品目 X	品目 Y	品目 Z
現行税率 (%)	3	5	10	100	400	1,000
引下げ後税率 (%)	0	2.5	6	85	340	850
削減率 (%)	100	50	40	15	15	15
平均削減率 (%)	36					

関税に関するUR合意の内容

- ・ 一般関税は、平均で36%削減
- ・ 各品目毎に最低15%を削減
- ・ 毎年同じ比率で削減

(2) 関税割当 (アクセス数量)

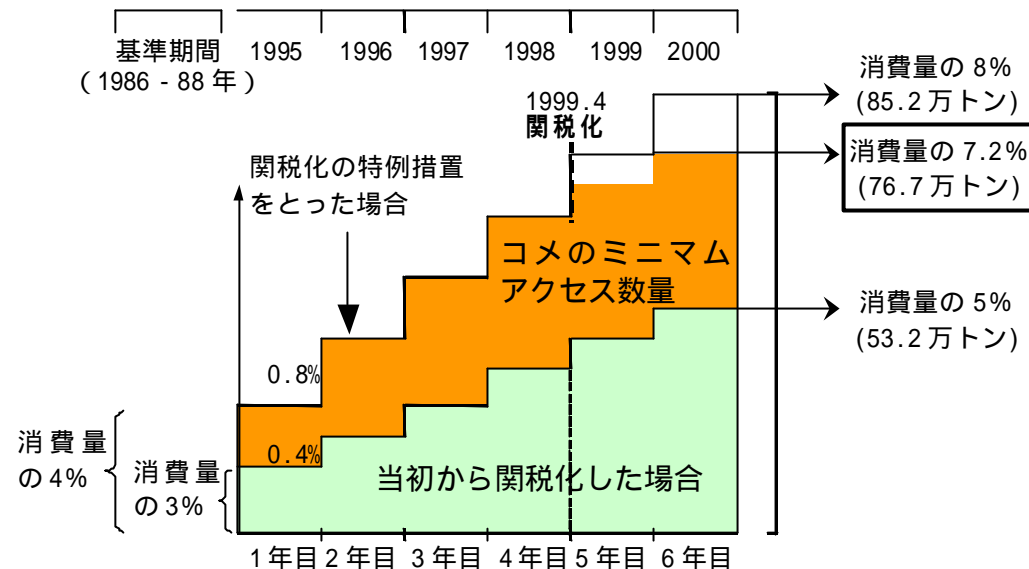
我が国は、ミニマム・アクセスについて、

輸出入国間の権利義務バランスの確保
非貿易的関心事項を考慮して品目毎の柔軟性を確保し、適切に決定
国内消費量の変化に合わせたアクセス数量の見直し
加重されたアクセス数量の解消

を主張しているが、台湾、イスラエル以外に支持は得られていない状況。

一方、米国、ケアンズ諸国を初めとする多くの国が、アクセス数量の拡大を主張。

我が国のコメのミニマム・アクセス数量



アクセス数量に関する各国の主張 (概要)

主な主張内容		主張する主な国	
拡大	現行数量を20%拡大	・ 米国	計22カ国
	先進国のみ、現行数量に消費量の20%を上乗せ (開発途上国には、より緩い規律)	・ ケアンズ諸国 (17カ国中次の14カ国: 豪州、ニュージーランド、アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、チリ、コロンビア、コスタ・リカ、グアテマラ、パラグアイ、ウルグアイ、フィリピン、タイ、南アフリカ)	
	その他の方法	・ パキスタン、インドネシア、マレーシア、ハンガリー、スリランカ、中国、カナダ	
維持		・ リトアニア	[1カ国]
縮減 (注)		・ 日本	[1カ国]

注: 消費量更新について台湾が、加重分解消について台湾及びイスラエルが、日本の主張を支持。

我が国の主張に対してほとんど支持が得られていないのは、次の事情による。

開発途上国を含め各国は、今次農業交渉はそもそも市場アクセスの拡大交渉であるとの認識が強い。

他国におけるミニマム・アクセス品目については、国内消費量が増加しているものが多く、消費量の見直しはアクセス数量の拡大につながる。

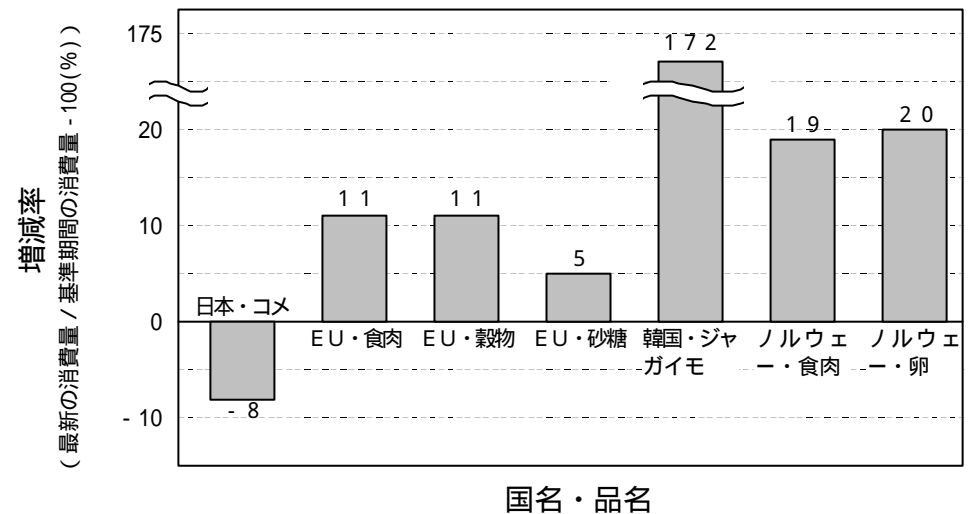
関税化の特例措置を適用した先進国は、日本とイスラエルしかない。

概観ペーパー

- ・ **作業仮説** 譲許された関税割当量は拡大する。

(注) 作業仮説は、附属書の中に記載されており、必ずしもコンセンサスを得られたものではないが既に幅広い支持があると議長が評価した項目に関して、合意に向けた流れが出来つつあるとの認識の下に、取り敢えずの作業仮説として特定したもの。

主要国の主なミニマム・アクセス品目の国内消費量の変化
(基準期間の消費量に対する最新の消費量の増減率)



注 : 基準期間の消費量は、1986~88年(ノルウェーは1988~90年)の平均値。最新の消費量は、1998~2000年の平均値。
 出典 : 基準期間の消費量はWTO文書(EUはFAOSTAT、日本は農林水産省「食料需給表」)。最新の消費量はFAOSTAT(日本は農林水産省「食料需給表」及び食糧庁調べ)。

(3) 関税割当運用

関税割当の運用について、割当枠の消化率向上のために運用方法を改善する必要性については、主要国間において概ね共通の認識となっている。

米国、ケアンズ諸国は、「用途指定」、「抱合せ」等については、枠の消化を阻害するので禁止すべきと主張。

一方、EUは、ポジティブ・リスト（推奨される運用方式の一覧）の作成を主張。

我が国は、透明性、公平性確保の観点から運用ガイドラインを作成し、割当枠の消化率向上を図ることは必要としつつ、割当方法を限定したり特定の方法を排除することは不相当と主張。

関税割当運用に関する各国の主張（概要）

国名	主な主張内容
米国、ケアンズ諸国	<ul style="list-style-type: none">・ 枠の消化を阻害する運用の禁止・ 最終的に廃止（関税のみの制度へ移行）
EU	<ul style="list-style-type: none">・ 運用方式の明確化（ポジティブ・リスト作成）
日本	<ul style="list-style-type: none">・ 運用の透明性、公平性確保（ガイドライン作成）・ 各国の実情に応じた方法を採用

「用途指定」

我が国の多くの関税割当品目は、用途を指定する割当枠を有する。（例えば、学校等給食用脱脂粉乳）

「抱合せ」制度

関税割当制度の中で国内産品の引取りを条件に輸入品の関税を無税又は低税率にする制度。需要者がこの制度を利用するか、通常の関税（2次税率）を支払って輸入するかは自由。（我が国においては、プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズ、ココア調製品、パイナップル缶詰、コーンスターチ用とうもろこし等）

(4) 特別セーフガード

特別セーフガード (SSG) については、UR交渉において関税化に移行した際の経過的措置であるとして、米国、ケアンズ諸国を中心に廃止を主張する国が多い。

開発途上国も、先進国のSSGの廃止を主張。

一方、我が国、EU等フレンズ国は、SSGの維持を主張。

また、我が国が提案している、季節性があり、腐敗しやすい等の特性を持った農産物へのセーフガードの適用については、同調する国は限られているが、その一方で一部開発途上国は、開発途上国だけにSSGを適用拡大すべきと主張。

特別セーフガードに関する各国の主張 (概要)

主な主張内容	主張する主な国
廃止	・ 米国、中国 [計2カ国]
先進国は廃止	・ <u>ケアンズ諸国</u> (豪州、ニュージーランド、アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、チリ、コロンビア、コスタ・リカ、グアテマラ、パラグアイ、ウルグアイ、フィリピン、タイ、南アフリカ、インドネシア、マレーシア)、 <u>開発途上国</u> (パキスタン、キューバ、ドミニカ共和国、ホンジュラス、ケニア、ニカラグア、スリ・ランカ、ナイジェリア、ベネズエラ、ジンバブエ、インド、ペルー) [計28カ国]
維持	・ 日本、EU等フレンズ国 (スイス、ノルウェー、韓国、モリシャス)、 <u>中東欧諸国</u> (ハンガリー、チェコ、ポーランド、トルコ、リトアニア)、台湾 [計12カ国]

特別セーフガードの適用拡大に関する各国の主張 (概要)

主な主張内容	主張する主な国
季節性があり腐敗しやすい農産物に対する特別セーフガードの拡大	・ 日本、韓国、スイス [計3カ国]
開発途上国だけに特別セーフガードを適用拡大等	・ <u>ケアンズ諸国</u> (豪州、ニュージーランド、アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、チリ、コロンビア、コスタ・リカ、グアテマラ、パラグアイ、ウルグアイ、フィリピン、タイ、南アフリカ、インドネシア)、 <u>開発途上国</u> (パキスタン、キューバ、ドミニカ共和国、ホンジュラス、ケニア、ニカラグア、スリ・ランカ、ナイジェリア、ベネズエラ、ジンバブエ、インド、ペルー)、EU、チェコ [計29カ国]

(5) 輸入国家貿易

米国は、国家貿易による輸入独占の禁止（関税割当については、民間貿易の割合を初年度30%、5年後50%に拡大等）を提案。

一方、我が国は、輸入国家貿易の制度の維持、国家貿易企業の運営の透明性向上を主張。韓国、インドネシア等がこれを支持。

輸入国家貿易に関する各国の主張（概要）

主な主張内容	主張する主な国
規律の大幅強化	・ ニュージーランド [1カ国]
輸入独占の禁止	・ 米国、ハンガリー（米国を支持） [計2カ国]
維持、規律の改善	・ 日本、韓国、インドネシア、モーリシャス、中国 [計5カ国]

各国の輸入国家貿易品目（概要）

国名	対象品目
日本	コメ、小麦、大麦、乳製品（脱脂粉乳、バター等）、生糸
韓国	コメ、大麦、唐辛子、ニンニク、タマネギ、ゴマ、ピーナッツ、大豆、小豆、そば、ショウガ、馬鈴薯、牛肉、蜂蜜、オレンジ等
インドネシア	コメ
モーリシャス	トウモロコシ、馬鈴薯、タマネギ、ニンニク等

出典：各国によるWTOへの国家貿易通報（2002年9月現在）

注：日本は2000年、韓国、モーリシャスは1997年、インドネシアは2001年の通報内容。

3 国内支持

国内支持分野では、「黄」の政策（AMSの削減約束）、「青」の政策、「緑」の政策が主要な交渉課題となっている。

(1) 「黄」の政策（AMSの削減約束）

AMS（助成合計量）は、日本、EU、米国で世界の約9割を使用していることから、この3カ国以外の国では、AMSの撤廃又は大幅削減は当然であるとの認識が強い。

こうした状況の中、米国は、撤廃を含めたAMSの大幅削減（5年間で農業生産額の5%まで、その後ゼロまで削減）を提案。ケアンズ諸国は、「黄」の政策の撤廃（先進国5年間、途上国9年間）を提案。

これに対して、我が国、EU等フレンズ国は、

2000年の約束水準からの削減 総合AMSによるUR方式での削減

を主張。これは、非貿易的関心事項に配慮し、品目毎の柔軟性を確保し得る方式である。

また、デミニミス（削減対象外となる最小限の政策）については、その維持（我が国、米国、カナダ等）、先進国は撤廃（EU原案）、先進国は撤廃、途上国は維持（カナダを除くケアンズ諸国、一部途上国）に主張が分かれている。

国内支持に関するUR合意の内容（概要）

区分	規律	施策の性格
「黄」の政策	AMSとして削減	貿易・生産への影響がある施策（注） （価格支持、生産補助金等）
「青」の政策	削減対象外	生産調整を伴う直接支払い （EUの直接支払い、我が国の稲作経営安定対策等）
「緑」の政策	削減対象外	貿易や生産への影響がない施策 （試験研究、基盤整備等）

注：助成額が生産額の5%以下の国内助成については、最小限の政策（デミニミス）として削減対象外とされている。

「黄」の政策に関する各国の主張（概要）

主な主張内容	主張する主な国
AMS撤廃	・ <u>ケアンズ諸国</u> （豪州、ニュージーランド、アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、チリ、コロンビア、コスタ・リカ、グアテマラ、パラグアイ、ウルグアイ、フィリピン、タイ、南アフリカ、インドネシア、マレーシア、カナダ） <u>開発途上国</u> （ウガンダ、エクアドル、バングラデシュ、中国、トルコ）〔計22カ国〕
AMS大幅削減	・ 米国（最終的に撤廃）、 <u>開発途上国</u> （インド、エジプト、ケニア、パキスタン、セネガル、ジブチ）〔計7カ国〕
総合AMSによる削減	・ 日本、EU等フレンズ国（ノルウェー、韓国、スイス、モーリシャス）、 <u>中東欧諸国</u> （リトアニア、ポーランド、チェコ、エストニア、クロアチア、サイプラス、スロヴァキア、ルーマニア、スロベニア）、アイスランド、イスラエル、ジャマイカ〔計18カ国〕

（注）総合AMS方式：AMS（助成合計量＝価格支持相当額＋削減対象補助金額）を全品目の総計で削減する方式。

(2) 「青」の政策

「青」の政策は、EU（共通農業政策）、我が国（稲作経営安定資金）、ノルウェーで世界の9割以上を使用。

米国、ケアンズ諸国を中心に、「青」の政策はUR合意の経過的措置であり廃止すべきという主張が強く、また、開発途上国もこれに同調。

我が国は、EU等フレンズ国と連携し、その維持を主張しているが、支持の広がりが見られない状況。

なお、EUは、共通農業政策（CAP）の中間見直しで、直接支払いのデカップリング（「青」の政策から「緑」の政策への移行）を打ち出していることに注意が必要。

「青」の政策に関する各国の主張（概要）

主な主張内容	主張する主な国
廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>米国、ケアンズ諸国</u>（豪州、ニュージーランド、アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、チリ、コロンビア、コスタ・リカ、グアテマラ、パラグアイ、ウルグアイ、フィリピン、タイ、南アフリカ、インドネシア、マレーシア、カナダ）<u>開発途上国</u>（中国、エジプト、ケニア、パキスタン） 〔計22カ国〕
維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>日本、EU等フレンズ国</u>（スイス、ノルウェー、韓国）<u>中東欧諸国</u>（ポーランド、エストニア、リトアニア、サイプラス、ルーマニア）<u>アイスランド</u> 〔計11カ国〕

EUの共通農業政策中間見直し案（2002年7月）

支持価格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更なる引下げと、その一部を補填するための直接支払い単価の引上げ
直接支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接支払いの生産要素との切離し（デカップリング） ・ 段階的に20%削減し、農村開発・環境対策等に振り向け

(3) 「緑」の政策

ケアンズ諸国、多くの開発途上国は、「緑」の政策も多額に上れば貿易を歪曲する等として、額の上限設定、一部の緑の政策（収入保険等）の削減、期限の設定、要件の厳格化等の制限が必要と主張。

これに対して、「緑」の政策を多く用いている我が国、EU、米国等は、政策の枠組みを維持すべきと主張。

我が国は、「緑」の政策の要件緩和（収入保険の発動要件緩和等）を主張しているが、韓国（収入保険の発動要件緩和等）、台湾・チェコ（自然災害救済の発動要件緩和）以外に同調する国はない状況

「緑」の政策に関する各国の主張（概要）

主な主張内容	主張する主な国
上限設定等の制限導入	<ul style="list-style-type: none"> ケアンズ諸国（豪州、ニュージーランド、アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、チリ、コロンビア、コスタ・リカ、グアテマラ、パラグアイ、ウルグアイ、フィリピン、タイ、南アフリカ、インドネシア、マレーシア）、<u>開発途上国</u>（ケニア、インド、パキスタン、エジプト、トルコ） 〔計21カ国〕
制限導入は不要	<ul style="list-style-type: none"> 米国、EU等<u>フレンズ国</u>（スイス、ノルウェー、モリシャス）、<u>中東欧諸国</u>（ポーランド、クロアチア、ハンガリー、スロヴァキア、ルーマニア、リトアニア、スロベニア）、アイスランド 〔計13カ国〕
一部要件緩和	<ul style="list-style-type: none"> 日本、韓国、台湾、チェコ 〔計4カ国〕

4 輸出規律

輸出規律分野では、輸出補助金、輸出信用、輸出規制・輸出税、食料援助、輸出国家貿易が主要な交渉課題となっている。

(1) 輸出補助金

輸出補助金を主に使用しているのはEUであり、米国、ケアンズ諸国、開発途上国を含め、撤廃を主張する意見が多数。

我が国は、主要3分野間のバランスの確保が必要との基本的立場のもと、EUと連携し、輸出補助金だけでなく、輸出信用等の規律の強化を図るとともに、輸出補助の性格を有する国内支持も輸出補助金と同等の追加的削減対象とすることを主張。

輸出補助金に関する各国の主張（概要）

主な主張内容	主張する主な国
撤廃	・ <u>米国</u> 、 <u>ケアンズ諸国</u> （ブラジル、ホンデュラス、ボリビア、豪州、南アフリカ、タイ、フィリピン、カナダ、パラグアイ、ウルグアイ、コスタリカ、チリ、インドネシア）、 <u>開発途上国</u> （中国、インド、ドミニカ共和国、メキシコ、パキスタン、ペルー） 〔計20カ国〕
削減	・ <u>日本</u> 、EU等 <u>フレンズ国</u> （ノルウェー、スイス、韓国、モーリシャス）、 <u>中東欧諸国</u> （ハンガリー、トルコ（最終的には撤廃）、ポーランド、チェコ、スロヴァキア）、スリランカ、イスラエル 〔計13カ国〕

(2) 輸出信用

輸出信用については、我が国、EU等は、一定の規律を作成し、当該規律に合致しない輸出信用の数量、金額の段階的削減を主張。

ケアンズ諸国は、厳格な規律を作成し、当該規律に合致しない輸出信用の即時禁止を主張。

一方、輸出信用を主に使用している米国は、緩やかな規律の作成には応じる用意があるとしたものの、厳格な規律やその削減には反対。

(3) 輸出規制・輸出税

我が国は、輸出入国間の権利義務バランスの回復という基本的立場のもと、輸出禁止・制限を全て関税化・譲許し、実施期間中段階的に削減することを主張。

ケアンズ諸国は、輸出規制・輸出税の規律強化に反対。特に、アルゼンチン等は、輸出税についてはドーハ閣僚宣言に言及がないとして、農業交渉の対象外であると主張。

米国、EUは、輸出規制・輸出税の規律強化について議論する姿勢は示している。

輸出信用に関する各国の主張（概要）

主な主張内容	主張する主な国
規律強化・段階的削減	・ 日本、EU等フレンズ国（ノルウェー、スイス、モーリシャス、韓国）〔計6カ国〕
規律強化・即時禁止	・ ケアンズ諸国（豪州、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、コロンビア、カナダ、マレーシア、タイ、ニュージーランド、フィリピン）、中東欧諸国（リトアニア、ハンガリー、トルコ、ポーランド）、開発途上国（中国、インド、キューバ、スリランカ）〔計18カ国〕
規律強化・削減には反対	・ 米国〔1カ国〕

輸出規制・輸出税に関する我が国の主張

輸出禁止・制限、輸出税	・ 実施期間中段階的に合計で平均36+%削減（は今次交渉の関税引下げ率）
-------------	--------------------------------------

輸出規制・輸出税に関する各国の主張（概要）

主な主張内容	主張する主な国
規律強化を主張	・ 日本、スイス、イスラエル、カナダ〔計4カ国〕
規律強化に理解	・ 米国、EU、韓国、モーリシャス、ハンガリー、キューバ、インド〔計7カ国〕
規律強化に反対	・ ケアンズ諸国（豪州、コスタ・リカ、ブラジル、コロンビア）〔計4カ国〕
輸出税は交渉対象外	・ アルゼンチン、インドネシア、マレーシア〔計3カ国〕

(4) 食料援助

食料援助について、EU、ケアンズ諸国、開発途上国は、無償（贈与）に限定すべきと主張。

有償援助も必要であると積極的に主張しているのは、我が国、米国のみ。

また、我が国の国際備蓄構想の提案については、FAO/WFPのアピール等に基づく食料援助であれば、輸出補助金の迂回措置とはならず、必ずしもWTOで規律する必要がないとの意見が多い。

他方、国際備蓄構想の考え方に対しては、インドネシアから支持、インド、スロヴァキアから肯定的な発言を得た。

(5) 輸出国貿易

輸出国貿易を用いているのは、ケアンズ諸国の一部（豪州、カナダ等）であり、これらの国は通報義務等新たな規律強化の受入れは不可と主張。

一方、輸出国貿易の方が輸入国家貿易に比べ貿易への影響が大きいこと等から、我が国を初め、米国、EUは、通報義務の強化等の規律の明確化が必要と主張。

食料援助に関する各国の主張（概要）

主な主張内容	主張する主な国
無償に限定	・ EU、スイス、ノルウェー、 <u>ケアンズ諸国</u> （インドネシア、パラグアイ、マレーシア、フィリピン、ブラジル、タイ、アルゼンチン）、 <u>中東欧諸国</u> （トルコ、スロヴァキア、ハンガリー）、 <u>開発途上国</u> （中国、インド、エジプト）〔計16カ国〕
有償も必要	・ <u>日本、米国</u> 〔計2カ国〕

(注) FAO：食糧農業機関（食糧と農業に関する国際連合の機関）
WFP：世界食糧計画（食糧援助に関する国際連合の機関）

輸出国貿易に関する各国の主張（概要）

主な主張内容	主張する主な国
規律強化	・ <u>日本、EU、韓国、米国</u> （独占の禁止）、 <u>ハンガリー</u> （独占の禁止）、 <u>インド、メキシコ、ウルグアイ</u> 〔計8カ国〕
現状維持	・ <u>豪州、カナダ、NZ、インドネシア、中国</u> 〔計5カ国〕

主要国の輸出国貿易（概要）

国名	実施主体	対象品目	活動の概要
豪州	豪州小麦ボード	小麦	輸出独占、プール制
	豪州酪農公社	乳製品	チーズの輸出及び輸出ライセンスの発給
カナダ	カナダ小麦ボード	小麦、大麦	輸出独占、国内生産の買入れ・販売価格の決定
	カナダ酪農委員会	乳製品	脱脂粉乳等の輸出
NZ	NZ酪農ボード	乳製品	輸出独占

W T O 農 業 交 渉 に お け る 各 国 の 主 張

事 項		我が国	E U 等 フ レ ン ズ	米 国	ケ ア ン ズ 諸 国	開 発 途 上 国
市場アクセス	関税	・ 漸進的削減・品目ごとの柔軟性 (UR方式) [EU原案：最低15%、平均36%の引き下げ]		・ 大幅・一律削減 (5年間で全品目25%未満に)	・ 大幅・一律削減 (5年間で全品目25%未満に)	・ 先進国は大幅・一律削減
	アクセス数量	・ ルールの改善 (消費基準年の見直し、加重措置の解消)	・ 運用ルールの明確化 ・ 数量は基本的に現行水準	・ 一律拡大 (5年間で20%拡大)	・ 一律拡大 (5年間で消費量の20%を上乗せ)	・ 先進国は大幅・一律拡大
	輸入国家貿易	・ 透明性強化 ・ 輸入国貿は食料安部に重要な役割	・ 透明性強化	・ 輸入独占を禁止	・ 更なる規律の強化	・ 開発途上国の輸入国貿の重要な役割について配慮
国内支持(AMS)		・ 漸進的削減・品目ごとの柔軟性 (総合AMS方式によるUR並みの削減) [EU原案：総合AMS方式により約束水準から55%削減]		・ 大幅・一律削減 (5年間で農業生産額の5%まで削減)	・ 先進国は5年間で、途上国は9年間で撤廃 (初年度50%の削減)	・ 先進国は撤廃
輸出規律	輸出補助金	・ 削減	・ 削減 [EU原案：平均45%の削減]	・ 5年間で撤廃	・ 3年間で撤廃	・ 直ちに撤廃
	その他	・ 輸出規制の輸出税化・漸進的削減 ・ 輸出信用の削減	・ 輸出信用の削減 [EU原案：厳格な規律]	・ 緩やかな規律の作成 ・ 規律の強化や削減には反対	・ 厳格な規律の作成 ・ 規律に合致しない輸出信用の即時禁止	・ 開発途上国への特別な配慮

- (注) 1 フレズ：非貿易的関心事項フレズ国(日本、EU、スイス、ノルウェー、韓国、モーリシャスの6カ国)。
 2 UR方式：全品目平均の引下げ率と、品目ごと最低の引下げ率を設定。毎年等量で削減。
 3 総合AMS方式：AMS(助成合計量 = 価格支持相当額 + 削減対象補助金額)を全品目の総計で削減する方式。

農業委員会議長が各国の主張・提案を概観した「概観ペーパー」を呈示(2002年12月18日)

M A 米に係る交渉状況

《目 標》

高水準の枠外税率の堅持

[現行水準 : 341 円 / kg]

高水準のマークアップの堅持

[現行水準 : 292 円 / kg 以内]

用途と国内供給量を限定できる一元的国家貿易体制の堅持

不公平な M A 制度の是正

《我が国の主張》

- ・ 品目毎の柔軟性を確保しうる U R 方式 (平均削減率、最低削減率を設定する方式) による削減を主張

- ・ 輸入国貿制度の維持を主張
- ・ 輸出国貿と輸入国貿を明確に区別した上で、透明性の欠如している輸出国貿の規律強化を主張

- ・ 輸出入の権利義務バランス不均衡是正
- ・ 品目毎の柔軟性確保
- ・ 基準消費量の見直し
- ・ 加重アクセス数量の是正を主張

《賛同国》

E U
スイス
ノルウェー 等

韓国等 (輸入国貿の維持)

明確な賛同国なし (輸出国貿と輸入国貿の区別)

台湾 (基準消費量)
イスラエル (加重数量)

《輸出国側の主張》

- ・ 米国、ケアンズ諸国は、高関税ほど削減幅の大きいスイス・フォーミュラにより 5 年間ですべての品目の関税を 25% 未満 (コメの場合 17 円 / kg に相当) まで削減することを主張
- ・ 途上国の多くは、途上国の特別待遇を前提に支持

- ・ 米国、豪州は、枠内税率をゼロにすることを主張

- ・ 米国は、民貿の導入 (初年度 30%、5 年後 50%) を主張
- ・ 米国、豪州、途上国は、関割運用に関し、輸入品について用途限定の禁止、再輸出要件の禁止等の規律強化を主張

- ・ 米国は、関税率大幅削減を前提として、現行アクセス数量の 20% を 5 年間で拡大することを主張
- ・ 豪州は、現行アクセス数量に 5 年間で現在の国内消費量の 20% 分を上乗せ (うち 10% は初年度に上乗せ) することを主張

1. 米国の農業交渉提案の概要

主要事項	内 容
1.市場アクセス	
関税	・スイス・フォーミュラにより、5年間で、全ての関税が25%未満となるよう削減 ・その後、今後交渉で決定する期限内に、全ての関税がゼロになるまで削減
関税割当	・5年間で、全ての関税割当のアクセス数量を20%拡大。枠内税率は5年間で撤廃
輸入国家貿易	・国家貿易企業による輸入独占の禁止（関税割当については、民間貿易の割合を初年度30%、5年後50%に拡大等）
特別セーフガード	・現行の特別セーフガードは廃止
2.国内支持	・5年間で、AMS（助成合計量）を各国の農業生産額の5%まで削減 ・その後、今後交渉で決定する期限内に、AMSがゼロになるまで削減 ・現在の黄の政策と青の政策を削減対象とする（青の政策の廃止） ・削減対象外の緑の政策の基本的要件は変更せず ・デミニミスは維持
3.輸出規律	
輸出補助金	・5年間でゼロになるまで削減
輸出信用	・輸出信用に対する緩やかな規律の作成
輸出国家貿易	・国家貿易企業による輸出独占の禁止

2. ケアンズ諸国の農業交渉提案の概要

(1) 市場アクセス (2002年9月6日)

主要事項	内容（先進国）	内容（開発途上国）
市場アクセス		
関税	・スイス・フォーミュラにより、5年間で、全ての関税が25%未満となるよう削減	・9年間で、より低い関税引下げ（最高最終関税125%）
関税割当	・5年間で、国内消費量の20%を上乗せ。枠内税率は実施期間内に撤廃	・9年間で、国内消費量の14%を上乗せ。枠内税率は実施期間中に削減又は撤廃
特別セーフガード	・廃止	・新たなセーフガード創設
関税割当運用	・枠の消化率を阻害する運用の禁止	

(2) 国内支持 (2002年9月27日)

主要事項	内容（先進国）	内容（開発途上国）
国内支持		
「黄」の政策（AMSの削減約束）	・5年間で撤廃（初年度50%の削減）	・9年間で撤廃
デミニミス	・削減（一定期間後撤廃）	・維持
「青」の政策	・廃止（黄の政策に組み入れる）	
「緑」の政策	・上限設定、削減、期限の設定、要件の厳格化等の制限導入	

(3) 輸出規律 (2002年11月20日)

主要事項	内容（先進国）	内容（開発途上国）
輸出規律		
輸出補助金	・3年間で撤廃（初年度50%の削減）	・6年間で撤廃
輸出信用	・要件に合致しないものは禁止	・一定のS&Dを検討中
食料援助	・「真の食料援助」以外は禁止	-

3. 開発途上国の主張の概要

主要事項		主な主張
市場アクセス	関税	・ 先進国のタリフ・ピーク、タリフ・エスカレーションの撤廃（スイス・フォーミュラ等による大幅・一律削減）。開発途上国には削減方式・削減率・削減期間等に特別な配慮（インド、パキスタン等）
	アクセス数量	・ 開発途上国に対しては柔軟性を付与 ・ 少数の輸出国の独占を懸念
	関税割当運用	・ 消化率向上のための共通のガイドライン作成 ・ 開発途上国からの新規のアクセス確保
	SSG	・ 先進国の特別セーフガード（SSG）は廃止し、開発途上国に対するSSGを導入
国内支持	AMS削減	・ 品目別に助成合計量（AMS）削減を約束 ・ 先進国はAMSを大幅削減又は撤廃 ・ 開発途上国には柔軟性を確保
	「緑」の政策	・ 要件厳格化、支出額に対する上限設定 ・ 開発途上国にはS & Dを設定
	「青」の政策	・ 削減・廃止
輸出規律	輸出補助金	・ 開発途上国に対する例外措置の維持等、規律の柔軟性確保 ・ 先進国の輸出補助金は直ちに撤廃
	輸出信用	・ LDC（後発開発途上国）やNFIDC（食料純輸入開発途上国）への特別な配慮
	その他	・ 輸出規制の規律強化の必要性に理解を示しつつ、途上国にはS & Dとして一定の柔軟性が必要 ・ 輸出税は交渉の対象外（アルゼンチン等） ・ 食料援助は無償（贈与）に限定すべき

4. 中国の農業交渉提案（2002年9月2日）の概要

主要事項	内容
1. 市場アクセス	
関税	・ 全体及び産品特定の双方の考え方で削減 ・ 開発途上国には特別な配慮 ・ 従価税以外の関税を全額ワイクの3%以下に制限 ・ 新規加盟国を削減義務から除外
関税割当	・ 関税割当制度を維持し、その運用について規律
輸入国家貿易	・ 維持
特別セーフガード	・ 一定期間の後に廃止
2. 国内支持	
	・ 先進国のAMS（助成合計量）の上限は、各国の前年度の農業生産額により設定 ・ 先進国の「黄」、「青」の政策を3年間で全廃 ・ 「緑」の政策の規律強化
3. 輸出規律	
輸出補助金	・ 先進国は3年間で、開発途上国は6年間で、撤廃すべく段階的に削減
輸出信用	・ 削減。開発途上国には特別な配慮
輸出国家貿易	・ 維持
食料援助	・ 無償に限定

5 . E U の農業交渉新提案（原案）の概要

主要事項		主 な 主 張
市場アクセス	関税	<ul style="list-style-type: none"> ・ U R方式による平均 36%、最低 15%の関税引下げ ・ 先進国及び先進途上国は、L D Cからの全輸入に対し、無税・無枠 ・ 先進国は、途上国からの全輸入の 50%以上に無税を適用 ・ 途上国の関心品目についてのタリフ・エスカレーションの大幅な削減
	地理的表示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利の保有者以外が使用している名称リストを策定し、誤解を招く、あるいは不正な使用を禁止
国内支持	A M S削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合A M Sにより約束水準から 55%削減 ・ 先進国に対するデミニミスを撤廃
	「緑」の政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物愛護等のための支持を緑の政策に位置
輸出規律	輸出補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数量ベースで大幅な削減、金額ベースで平均 45%の削減(品目毎の柔軟性及び全ての形態の輸出補助金を同等に扱う事が前提)
	輸出信用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出補助金的要素に係る厳格な規律を策定
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現物援助は、緊急事態等に対応した真の食料援助に限定する等食料援助に係る規律を強化 ・ 輸出国貿易企業については、差別的な補助や価格プール等の不公平な慣行を規律

(注) ・ 欧州委員会が12月16日にEU加盟国に提示した原案であり、今後、EU加盟国間でその了承に向けて議論が行われる予定。